慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Martin Trybus, European union law and defence integration
Sub Title	Martin Trybus著『EU法と防衛統合』
Author	中西, 優美子(Nakanishi, Yumiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.8 (2007. 8) ,p.101- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070828-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Martin Trybus, *European Union Law and Defence Integration*

著者　Martin Trybus

ノッティングハム大学講師を経て、二〇〇六年一月より、シェフィールド大学講師。EU法、特に防衛安全保障法及び公的調達法を専門にする。

題名『EU法と防衛統合』

目次

第1部　欧州防衛統合の展開
1　西部戦線異状なし：欧州防衛統合の初期の法史　一九四四年～一九五八年
2　我々の安全保障の柱：欧州外交及び安全保障法　一九五九年～一九九八年
3　サンマロと新ローマの間：欧州防衛及び安全保障統合の現状　一九九八年～二〇〇五年
第2部　欧州防衛統合の手段としての共同体法
4　絶妙な均衡：EC条約における自由移動と公共の安全
5　より絶妙な均衡：軍備、秘密とEC条約二九六条
6　最も絶妙な均衡：EC条約二九七条と危機及び戦争時における共同体法
7　欧州の軍隊のための重装備、食糧、飼料及び備品：共同体法と欧州防衛調達の法規
8　兵器市場の取り締まり：欧州防衛産業の法規
9　兄弟姉妹の欧州隊：構成国の軍隊における男女平等の法規
第3部　憲法条約下における欧州防衛統合
10　柱に参加、部隊に参加：共通安全保障及び防衛政策の目的と原則
11　危機管理、軍備、集団防衛：憲法条約下における防衛統合の範囲
12　古いプレイヤーと新大臣：憲法条約下における共通安全保障及び防衛政策の機構構造

書評

1　欧州防衛統合過程は、第二次世界大戦後の欧州防衛共同体創設の失敗にもかかわらず、現在に至るまで続いてき

ている。しかし、超国家的な組織として構想された欧州防衛共同体（ＥＤＣ）が挫折に終わり、欧州防衛統合は、超国家的組織である欧州共同体の道からはずれて、独自の発展過程を経てきた。また、将来二〇〇四年に調印された欧州憲法条約が発効したとしても、欧州防衛統合が当初構想された欧州防衛共同体の超国家的な枠組の軌道に再び戻ることは意味しない。しかし、最近、欧州防衛統合は、ＥＵの第二の柱である、共通外交及び安全保障政策（ＣＦＳＰ）の枠組の中で、共通防衛への発展の可能性を高めてきている。

本書は、このような欧州統合の中で現在もっとも発展が著しい分野、欧州防衛統合をテーマとしている。本書は、第二次世界大戦後から、現在及び将来にわたっての欧州防衛統合をＥＣ・ＥＵの枠内及び枠外にも目を向けながら広範囲に取り扱っている。

本書の特徴は、欧州防衛統合が「超国家より（more supranational）の枠組」と「政府間協力より（more intergovernmental）の枠組」の両方の枠組を通じて行われてきたことを示そうと試みていることである。[1] 換言すれば、本書は、ＥＵの諸機関とＥＵの構成国が創りだしてきた法的枠組を分析手段に用いて、欧州防衛統合を描写しているところに特徴がある。本書は、単にＥＵの共通外交及び安全保障政策を中心とした欧州防衛統合史や共通外交及び安全保障政策における制度・機構の叙述にとどまらず、共同市場・域内市場の確立を目的とするＥＣ（共同体）の枠組における例外規定に注目することによって、共同体枠組における防衛統合の発展をも提示しようとしている。

2　本書は、三つの部から構成されている。第1部（第1章から第3章）は、第二次世界大戦から二〇〇四年までの欧州防衛統合の発展的過程を扱っている。第2部（第4章から第9章）は、欧州防衛統合手段としてのＥＣ法が扱われている。第3部（第10章から第12章）は、欧州憲法条約下の欧州防衛統合を議論している。第1部と第3部の両方では、欧州防衛統合史と制度・機構がメインテーマとして取り扱われて、それぞれが深い連続性をもつ。第2部は、欧州防衛統合の法的枠組として共同体法を示すことによって、第1部における欧州防衛統合の発展の議論を比較的かつ包括的に補足することに寄与するものと位置づけられている。

3　それでは、以下に、本書の内容を紹介していく。

（1）第1部は、「欧州防衛統合の展開」と題がつけられている。第1部は、歴史順に並べられた、三つの章から構成されている。三つの章の区分は、①第二次世界大戦終了から一九五四年の西欧同盟（WEU）の創設及び一九五七年の欧州経済共同体（EEC）まで（第1章）、②その後の発展である一九九二年のマーストリヒト条約、一九九七年のアムステルダム条約のCFSPの描写・分析（第2章）、並びに③サン・マロにおける英仏首脳会談後の欧州安全保障及び防衛政策（ESDP）の生起（第3章）となっている。第1部を読めば、第二次世界大戦後から現在までの欧州防衛統合を一望できる構成になっている。同時に、第二の柱における共通外交及び安全保障政策の現行の枠組を理解することができる。

著者はまず、欧州防衛統合の発展は、三つの問題、すなわち、①ソビエトとその同盟国に対する西側防衛への西ドイツの参加問題、②西ヨーロッパ防衛へのアメリカの関与の問題、③欧州防衛統合の基礎は超国家よりなものであるべきかあるいは政府間協力よりなものであるべきかという選択問題、によって影響を受けたことを指摘している。その上で、第1章「西部戦線異常なし：欧州防衛統合の初期の法史　一九四四年～一九五八年」では、一九四四年～一九五八年の期間に起きた事項として、第二次世界大戦後の欧州防衛統合の始まりである、一九四八年のブリュッセル条約などの相互防衛条約、一九四九年のNATOの創設、一九五一年のECSCの創設の説明が続く。そういった時代的流れを踏まえ、失敗には終わってしまったものの、超国家的な組織であり、かつ、将来に対して重要なベンチマークになったEDCの野心的な計画が描出されている。WEUの創設とEECの創設により、欧州防衛統合が、EDCの創設というメインストリームから逸れていくことが確実になった時点と著者はとらえ、そこで1章を終わらせている。

第2章「我々の安全保障の柱：欧州外交及び安全保障法一九五九年～一九九八年」[2]では、欧州統合のメインストリームから離れてしまってからの欧州防衛の発展、特に共通外交及び安全保障政策（CFSP）が中心テーマとして扱われている。ここでは、WEUやNATOに言及しつつも、CFSPが内包する断片化（fragmentation）を問題視し、結論では、3柱構造の見直しとCFSPの政府間協力的な性質を再考しなければならないとし、また、構成国が軍事力を投入し、自立的な軍事力をもつべきであるとしている。

第3章「サンマロと新ローマの間：欧州防衛及び安全保

障統合の現状　一九九八年～二〇〇五年」では、一九九八年一二月三～四日における英仏首脳会談でだされたサン・マロ宣言を契機に、欧州安全保障及び防衛政策（ＥＳＤＰ）への道が開けた。サン・マロ宣言、その後のケルン欧州理事会、ヘルシンキ欧州理事会、フェイラ欧州理事会、ニース欧州理事会への流れとＥＳＤＰの中身が詳述されている。著者は、ＥＳＤＰの動きを独立的な軍事力に向けた決定的なものとして肯定的に捉えている。ただ、ＥＳＤＰは政府間協力を基礎とする第二の柱（共通外交及び安全保障政策）の一部であり、第一の柱（共同体）からは乖離があることをあわせて指摘している。

（2）　第2部「欧州防衛統合の手段としての共同体法」では、題字の通り、欧州防衛統合の手段としての共同体法の機能の検討が目的とされている。分析対象は、ＥＣ条約及び第二次法文書における防衛に関連する例外規定（exemption）となっている。第1部においては、欧州防衛統合がＥＵの枠内（第二の柱を中心とした）と枠外の両方で断片的に進行していることが示された。それに対して、第2部においては、ＥＵにおける防衛統合が第二の柱のみならず、第一の柱（共同体）においても進んでいることを提示することによって、欧州防衛統合の断片化の全貌を明らかにすることが意図されている。

著者は、防衛は商業的及び社会的な側面をもつと指摘する。その上で、著書は、ＥＣ創設者が、共同市場の達成という共同体の利益と、他方、構成国の安全保障の利益の両方を考慮しなければならなかったとする。それら両方の利益の均衡をとるために、ＥＣ創設者はある一定の条文をＥＣ条約に挿入したと著者は捉えている。著者は、それら均衡をとる諸条文として、ＥＣ条約三〇条、三九条、四六条、五八条一項(b)、二九六条並びに二九七条を列挙し、それぞれに検討を加えている。その際、ＥＣ条約三〇条、三九条、四六条、五八条一項(b)を第一グループ、ＥＣ条約二九六条を第二グループ、ＥＣ条約二九七条を第三グループの例外としている。

第2部は、六つの章から構成されている。六つの章は、大きく分けると第4章～第6章と第7章～第9章の二つになる。第4章から第6章までは、上に列挙したＥＣ条約に定められた例外条文が検討の対象となっている。第4章から第6章までは、第4章と、第5章及び第6章の二つに分けることができる。第4章は域内市場の分野における例外規定（第一グループの例外）、他方第5章及び第6章は、

全分野にかかわる例外規定（第二及び第三グループの例外）、すなわち、一般的な適用除外が扱われている。

まず、第4章から第6章を要約すると次のようになる。

第4章「絶妙な均衡：EC条約における自由移動と公共の安全」では、上に列挙されたEC条約三〇条、三九条三項、四六条及び五八条一項(b)（第一グループ）が取り上げられている。まず、EC条約三〇条は、数量制限の禁止に対する例外の正当化事由の一つとして「公共の安全」を挙げている。次に、労働者の自由移動を定めたEC条約三九条は、三項で「公共の安全」を理由として国家の措置が正当化されるとしている。また、EC条約四六条は、開業の自由の例外規定をなすもので、外国人の特別の取り扱いが「公共の安全」を理由に正当化されると定める。さらに、EC条約五八条一項(b)は、資本の自由移動に関する例外を、「公共の安全」を理由に認めたものである。これらの規定に共通するのは、共同・域内市場のための規定からの「公共の安全」を理由とする例外規定になっているということである。

著者はこれらの例外規定の検討にあたって、第二の柱においては欧州司法裁判所の裁判管轄権が排除されていることと対比するために、第一の柱における司法審査がどういったものであるかを提示しようとしている。第4章では、公共の安全を理由として例外を正当化する措置は司法審査に服すること、EC条約における例外規定は狭く解釈されなければならないという原則が安全保障を理由とするものにも適用されること、さらに、司法審査にあたっては、比例性の原則が適用されることを明らかにしている。著者は、結論において、防衛と安全保障は構成国の主権の中心部分、他方自由移動は共同体の中心部分であるが、これらの間の均衡が、例外規定、例外規定の狭義解釈並びに比例性原則を適用することによって、とられているとまとめている。

第5章「より絶妙な均衡：軍備、秘密とEC条約二九六条」では、EC条約第六部「一般規定及び最終規定」におかれている、EC条約二九六条（第二グループ）が検討対象になっている。すなわち、武器等の生産・取引に対する適用除外を認めるEC条約二九六条一項(b)と情報提供義務を免除する同項(a)という二つの例外規定が検討対象となっている。著者は、EC条約二九六条一項(b)及び同項(a)に定められた適用除外規定が共同・域内市場の達成という共同体利益と、他方構成国の安全保障の利益の均衡をとるのにすぐれたメカニズムになっていると評価している。また、著者は、この均衡メカニズムが個々のケースにおける共同

体と構成国間の権限の境界線を画定することを可能にしていると述べている。

第6章「最も絶妙な均衡：EC条約二九七条と危機及び戦争時における共同体法」では、安全保障に関する例外規定であるEC条約二九七条（第三グループ）が対象となっている。同条は、非常な状況の場合、すなわち、公の秩序に影響を及ぼす重大な国内の騒擾、戦争あるいは戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張の場合のことが定められている。この条文は、欧州司法裁判所の司法審査にかかりにくく（排除されているわけではないが）、構成国により広い裁量を与えているとしている。

また、著者は、EC条約二九七条を三重逸脱性質（triple-exceptional character）（EC条約の枠から逸脱、第一グループからの逸脱と第二グループからの逸脱）という文言を用いて、その逸脱的性質を強調している。また、三重逸脱性質と関連して、それがEC条約二九六条に対して補完的に用いられる、すなわち、他の例外規定が用いられないときに適用されるという補完的な性質を有していると説明している。その結果、EC条約二九七条の適用は非常に限定されたものになるとの指摘がなされている。

著者は、第4章から第6章をまとめて、三つの章で取り上げられた逸脱は自動的なものではなく、狭義に解釈されなければならず、これらを適用する場合には、安全保障の理由を証明し、正当化しなければならないとしている。

次に、第2部の後半、第7章から第9章を見ていくことにする。

第7章～第9章では、共同体第一次法の議論に続くものとして、主に第二次法に含まれる例外規定が取り上げられている。防衛が商業、社会的側面に影響をもっているという認識から、共同体政策の中で防衛に関連する政策が議論されている。第7～第9章で挙げられるのは、防衛産業における武器調達（第7章）、競争、合併及び国家援助（第8章）、ならびに軍隊における男女平等（第9章）である。

第7章「欧州の軍隊のための重装備、食糧、飼料及び備品：共同体法と欧州防衛調達の法規」では、国家政府の活動に直接的に影響を与える例として、現行及び将来の公共調達指令が詳細に分析されている。公共調達が経済の重要な部分を占めているとし、それゆえ公共調達契約への市場アクセスが域内市場の機能の必須要件になっているとする。著者は、このテーマについて、二〇〇二年に論文を公表しており、[3] それを基にしてこの章が執筆されている。また、本書が公刊された二〇〇五年においては有効であった公共

供給指令（93/36/EC）に代わり、二〇〇六年一月一日より新指令（2004/18/EC）が有効になっており、著書は、本章において、当時有効であった指令と新指令の内容の紹介を比較しつつ、行っている。

第8章「兵器市場の取り締まり：欧州防衛産業の法規」では、欧州防衛産業分野における競争法、合併コントロール及び国家援助が議論されている。競争法に関しては、防衛産業にかかわる企業は規模が大きく、また、多くの製品が二、三の企業によってのみしか生産されておらず、また、場合によっては一企業のみが生産者であるということもあり、競争法が関係してくると指摘している。合併については、合併、乗っ取り、合弁事業が防衛産業分野で増えてきているため、合併規則139/2004/ECが関係するとし、説明を加えている。国家援助については、防衛産業への国家の援助が競争に影響を与えることを指摘し、経済政策、地域政策などの関連分野におけるEU独自の政策の中に国家援助の調整が統合されなければならないとする。結論において、著者は、共同体法は、欧州防衛統合の手段としては起草されていないが、第7章及び第8章の検討から共同体法が防衛調達及び防衛産業の法規の問題に対処できるようにすでに整えられていると捉えている。

第9章「兄弟姉妹の欧州隊：構成国の軍隊における男女平等の法規」では、第7章や第8章のような経済的な面に対する防衛の影響ではなく、防衛が共同体の社会法に影響を与えることが対象となっている。ここではまず、共同体の男女平等法に関しEC条約一四一条と関連諸指令の簡単な説明がなされている。その上で、男女平等指令に関し、欧州司法裁判所の諸判例が提示され、分析されている。

（3）第3部「憲法条約下における欧州防衛統合」は、第1部に続くもので、その後の発展の可能性が示されている。また、著者は、憲法条約はEUの新しい法秩序のための防衛アキ・コミュノテールも含んでいるとし、第3部は、第2部の分析の継続でもあり、それを完全にするものであると位置づけている。

第3部は、三つの章から構成される。著者は、憲法条約が防衛に対して一貫した法的枠組を与えるものであるか否か、換言すれば、欧州防衛統合の断片化を乗り越えるものであるのか否かということを重要な問題として捉え、その問題意識をもって、第10章以下の記述がなされている。

欧州憲法条約の最も革新的な点は列柱構造の廃止であるとし、これは一見したところ、欧州防衛統合の断片化を克

服しそうであるとするものの、実際はこの「合併」はＣＦＳＰの政府間協力的な性質に影響を与えないことを第10章から第12章で示そうとしている。

第10章「柱に参加、部隊に参加：共通安全保障及び防衛政策の目的と原則」では、共通安全保障及び防衛政策（ＣＳＤＰ）の目的と原則が説明されている。

第11章「危機管理、軍備、集団防衛：憲法条約下における防衛統合の範囲」では、欧州憲法条約がこれまでの欧州安全保障及び防衛政策（ＥＳＤＰ）をどれほど発展させるものであるか、防衛アキ・コミュノテールはどのように受け入れられるか、他の安全保障機関との関係はどのようになるかという三点を中心に議論がなされている。

その検討の結果、著者は憲法条約を次のように分析している。

欧州憲法条約に定められるＣＳＤＰはマーストリヒト、アムステルダム及びニース条約ですでに扱われた安全保障と防衛政策の面を発展させるものである。ペータースブルク任務は、これまでの任務に加え、テロに対する闘いも含むとされ、より広範囲なものに変更されることになる。同時に、同任務は、より常設的でかつ利用可能な欧州即応軍（ＥＲＲＦ）の設立を容易にするために、危機管理において構造化された協力（structured co-operation）という柔軟な枠組[4]にいれられることになる。欧州防衛庁（European Defence Agency）[5]が憲法条約の発効前に、欧州軍事能力及び軍備政策（European Capabilities and Armaments Policy）を行うために設立された。また、主な、かつ議論の余地のある改革であるが、新条約が集団的な防衛条項を含んでいる。欧州憲法条約は列柱構造を廃止するが、これまでの自由移動の分野における例外規定、国家の安全保障の分野における例外規定（ＥＣ条約二九六条及び二九七条）にあたる条項をほぼそのままの形で引き継いでおり、防衛アキ・コミュノテールを受け入れるものと捉えられる。もっともＥＣ条約二九七条に当たる条文は、ＥＣ条約二九八条に当たる条文とともに、「域内政策と行動」と題される編の最初に移動されている。また、欧州憲法条約は、これまでの諸条約の伝統に従い、ＣＳＤＰは他の安全保障機関、特に、ＮＡＴＯに関係し、依存するものであると。

第12章「古いプレイヤーと新大臣：憲法条約下における共通安全保障及び防衛政策の機構構造」では、機構構造が政府間協力的機関（欧州理事会、理事会及びその下部組織、連合外務大臣）と超国家的機関（欧州委員会、欧州議会及

び欧州司法裁判所）に分けて、現行との相違が詳細に説明されている。

著者はそれぞれの機関を検討した後、欧州憲法条約に定められるCFSPとCSDPの機構枠組は、ニース条約のアキに対するプラスアルファがほとんどないと評価する。欧州憲法条約は、EUの三列柱構造を克服することを目的としているが、同条約は防衛と安全保障政策を政府間協力的なCFSPとCSDPの柱において規律し続けるものであると捉える。CFSPとCSDPを他のEUの政策から従来と変わらず分離し続けることは、EUの対外行動の一貫性と効果を損なうものであると批判している。さらに、欧州憲法条約においても欧州議会の積極的な役割と欧州司法裁判所による司法審査が排除されている点につき、それはCFSPとCSDPの合法性を害する本質的な民主主義の赤字になるとして、著者は批判を加えている。

（4）本の最後の結論においては、まず、この本が、欧州防衛及び安全保障の断片化を提示してきたとし、欧州防衛統合は、一九四〇年代に開始された共通防衛の不確かな究極のゴールにむけての過程にあるとして、これまでの三つの部で議論されたことが要約されている。

その上で、欧州防衛統合の断片化問題に関して改善すべき点が指摘されている。第一に、EC条約二九六条一項(b)、憲法条約Ⅲ-四三六(1)(b)について一九五八年の一覧表が修正され、逸脱可能な対象武器を限定し、より防衛産業市場が自由化されるようになること。第二に、連合外務大臣が防衛の共同体の側面とCSDPの両方に責任をもつべきこと。第三に、参加する構成国の長期的な寄与に基づく常設欧州即応部隊が、ペータースブルク任務を実施するにあたって核となる部隊を連合に備えさせるために設立されるべきこと。第四に、欧州司法裁判所の裁判管轄権の排除が廃止あるいは修正されるべきこと。第五に、CSDPに対する効果的なコントロールが欧州議会を通じてなされるようにすべきこと。第六に、理事会の特定多数決がCSDPに関する問題に導入されること。第七に、EUの枠組外にある組織及び構造がその活動が欧州連合の枠組に統合された後解消されるべきこと。

最後に著者は、次のように締めくくっている。理論的には究極の欧州防衛統合の行く先は、「共通防衛」である。しかし、欧州防衛統合はまだ断片化しているが、最近の発展は一貫性を増してきている。もし構成国が共通安全及び防衛政策の本質的な部分を「共同体化」し、軍事能力にお

ける必要な投資をし、かつＮＡＴＯとの適切な関係をみつける意思をもっていたら、ＥＵは際立った欧州安全及び防衛組織になると。

4　以上、本書の内容を要約して紹介した。本書では、欧州防衛統合が断片化しているという著書の主張が本全体を通じて示されている。特に、第二の柱あるいはＥＵの枠外における欧州防衛統合と、第一の柱における欧州防衛統合の断片化を政府間協力よりの組織と超国家よりの組織という言葉を用いながら表現しようと試みられている。これにも関連するが、共同体の利益と構成国の利益の間などの「均衡」という言葉が至るところで使われ、重要視されているのも特徴的である。

本書は共同体法による欧州防衛法を論じている点でユニークである。そこでは、これまであまり扱われてこなかったＥＣ条約及び第二次法における「公共の安全」を理由とする例外条文を、判例が存在する場合は判例を用いて、ひとつひとつの条文や条項を丹念に検討している。また、一口に例外条文と言っても、さまざまな性質をもつが、それぞれの性質を考慮しながら、本の構成が組み立てられている。

ただ、著者は、共同体法による欧州防衛法を論じてはいるが、その欧州防衛法の実質を取り扱っているわけではない。本書の第2部において、取り扱われているＥＣ条約や第二次法は、主に、共同体法規の適用除外を認め、構成国が共同体法規から逸脱する国内措置をとることができるという、例外条文である。よって、ＥＣの安全保障や防衛そのものの実質内容に関連する、ＥＣ条約や第二次法を検討対象のメインとしているわけではない。例えば、汎用品規則は通商にも安全保障にもかかわる第二次法であるが、例外条文の関連でのみ取り扱われ、その実質に対する検討はなされていない。第一の柱と第二の柱の交錯点である、経済制裁措置も通商と安全保障にかかわる問題であるが、検討の対象とはなっていない。第2部は、例外条文という観点からまとめられており、共同体法の枠組における安全保障や防衛に関する実体法が検討対象のメインにおかれていない点に物足りなさを感じる。もっとも、著者は、これまであまり検討の対象となってこなかった、ＥＣ条約二九六条、二九七条を詳細に取り扱い、かつ、ＥＣ条約三〇条、三九条三項、四六条及び五八条一項(b)、さらに、公共供給指令、合併規則、男女平等指令などの第二次法を安全保障の角度から扱っており、大変に興味深く、一読に値するも

のであることにはかわりはない。

また、第1部では、現在のＣＦＳＰ、また、第3部では欧州憲法条約下のＣＦＳＰが制度法的観点から詳細に検討され、法的な観点からの研究成果がまだ不足している中で、本書は有益な文献になっていると考えられる。ただ、欧州憲法条約に代わり改革条約が新たに調印されることになり、制度の変更の可能性があるのは残念である。もっとも、結論部分でなされている、断片化問題に対する改善の具体的な提案は、今後の欧州防衛を考えていく上で有用なものと考えられる。

（1）　ＥＵは、第一の柱（ＥＣを中心とする）、第二の柱（共通外交及び安全保障政策）、第三の柱（刑事事項における警察および司法協力）という三つの柱からなる神殿構造にたとえられる。第一の柱においては、構成国の主権の一部がＥＣに移譲され、独自の機関が存在し、同機関により法が制定され、たとえ構成国が反対したとしても拘束される。第一の柱は超国家的な性質をもつと捉えられている。それに対して、第二の柱及び第三の柱は、政府間協力を基礎とする構造となっており、意思決定は原則全会一致でなされる。著者は、超国家的組織と政府間協力組織とを厳密な意味で区別しているのではなく、超国家より（more supranational）の組織、政府間協力より（more intergovernmental）の組織とあいまいさを残す形で区別している。

（2）　第1章は、主タイトルが「西部戦線異状なし」、副タイトルが「欧州防衛統合の初期の法史」となっている。本全体を通じて、主タイトルには、象徴的な言葉が用いられ、副タイトルが実質的な内容を表すものとなっている。タイトルに著書のこだわりが読み取れる。なお、第1章の主タイトルは、エーリッヒ・マリア・ルマルケの小説「西部戦線異常なし」から借用されている。

（3）　‘Procurement for the Armed Forces: Balancing Security and the Internal Market”, 27 *European Law Review*, 2002, 692-713.

（4）　柔軟な枠組とは、ＥＵの構成国すべてが参加を義務づけられるわけではないという意味であり、「構造化された協力」自体が柔軟であることは意味しない。

（5）　日本の防衛省のような防衛任務はないため、欧州防衛能力庁と訳出される場合もある。植田隆子「一三章　ＥＵの安全保障政策」一九七頁（注5）柏倉康夫・植田隆子・小川英治編『ＥＵ論』二〇〇七年、放送大学教育振興会。

（Hart Publishing, 2005, liv＋419pp.）

中西　優美子